

## 逗子市コミュニティセンター条例の改正に関する意見を募集します。

逗子市では、少子高齢化による市税の減少や社会保障費の増加という傾向が今後も続くものと考えられます。こうした状況に対応するため、財政対策プログラムを策定し、人件費の削減、事務事業の見直しなどを行い、将来に渡る安定した財政運営を維持していく取り組みを行っています。

このため、平成30年度は小坪・沼間小学校区コミュニティセンターの開館時間を以下のとおり短縮していましたが、平成31年度以降も同様に開館時間を短縮することを検討しています。

このことについて、広く皆様の意見を募集します。

### 1. 改正内容

#### ・これまでの開館時間

開館日の9時から21時まで（小坪・沼間小学校区コミュニティセンター共通）

#### ・改正後の開館時間

小坪小学校区コミュニティセンター：開館日の9時から17時まで

ただし、（木）（金）は21時までの間で予約が入った時間まで

沼間小学校区コミュニティセンター：開館日の9時から17時まで

ただし、（木）（金）及び第1水は21時までの間で予約が入った時間まで

### 2. 意見の募集期間

平成30年9月4日（火）から10月3日（水）まで（17時必着）

### 3. 案の閲覧方法

#### ○市のホームページ：

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/simin/publiccomment301.html>

○閲覧場所：市民協働課（市役所3階）、市民交流センター、情報政策課情報公開係、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館

### 4. 意見の提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市コミュニティセンター条例の改正に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、次のいずれかの方法でお寄せください。

(1) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 市民協働課

(2) FAX 046-873-4520

(3) 市ホームページから送信

市ホームページ市民協働課へのお問い合わせフォームから送信

(4) 持参 市民協働課（市役所3階）、  
沼間小学校区コミュニティセンター、  
小坪小学校区コミュニティセンター

## 5. その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### ◆問い合わせ先

逗子市 市民協働部 市民協働課

TEL：046-873-1111（代表）

FAX：046-873-4520